

2020年4月24日

各 位

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
代表取締役社長 板坂 雅文

新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等 のお支払いに関するお取扱いについて

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂 雅文）では、災害による死亡等を保障する保険商品について、新型コロナウイルス感染症を災害死亡保険金等のお支払対象とする等の取扱いを、所定の手続きを経て、実施いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 対象保険商品・特約、取扱い

- (1) 災害死亡保険金、災害高度障害保険金等の災害に関する保障がある保険商品・特約（別紙参照）
対象期間中に新型コロナウイルス感染症*¹を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当した場合には、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等の支払対象といたします。
- (2) 保険金削減支払及び特定部位不担保等がある特別条件特約
対象期間中に新型コロナウイルス感染症*¹によって保険金・給付金の支払事由に該当した場合には、保険金削減・給付金不支払等を行わずお支払いいたします。

2. 対象期間

これまでに支払事由に該当した場合も含めて適用*²*³いたします。

3. ご請求手続き

死亡保険金等の請求に必要な書類（請求書、死亡診断書等）に記載された病名等で災害死亡保険金等のお支払いを判断いたします。

- * 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。
- * 2 個人保険、個人年金保険においては、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の感染性の疾病に追加されるまでの期間についても対象となります。ただし、同法律に追加されたのち、それらの感染性の疾病から除外された日以後に支払事由に該当した場合は対象外となります。
- * 3 財形保険においては、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められている期間、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項（勤労者財産形成給付金保険は同法律第6条第2項または第3項）の感染性の疾病に該当している期間についても対象となります。新型コロナウイルス感染症がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合には対象外となります。

[2020.6.10 更新]

当社では、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに対して、特別取扱も実施しておりますので、あわせてご確認ください。

(ご参考) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともなうお取扱いについて

<https://www.tdf-life.co.jp/info/disaster10.html>

以 上

災害死亡保険金、災害高度障害保険金等の災害に関する保障がある保険商品・特約

(2020年6月10日現在)

保険商品	特約
<ul style="list-style-type: none"> ・学資保障保険 ・5年ごと利差配当付無選択型終身保険 ・無配当変額個人年金保険 ・無配当変額個人年金保険（最低死亡保証逓増型） ・無配当新変額個人年金保険 ・無配当新変額個人年金保険（最低死亡保証逓増型） ・無配当変額個人年金保険 （最低死亡保証逓増・災害3割加算型） ・無配当変額個人年金保険（年金原資保証・I型） ・無配当変額個人年金保険（災害5割加算型） ・無配当変額個人年金保険（最低死亡保証・I型） ・無配当変額個人年金保険（年金原資保証・III型） ・無配当変額個人年金保険（災害死亡保障・I型） ・無配当特別終身保険（I型） ・無配当長寿生存個人年金保険（低解約払戻金・I型） ・<u>勤労者財産形成貯蓄積立保険</u> ・<u>勤労者財産形成給付金保険</u> ・<u>財形年金積立保険</u> ・<u>財形住宅貯蓄積立保険</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害保障特約 ・災害割増特約 ・傷害特約 ・妻の傷害特約 ・子の傷害特約 ・無選択型災害割増特約 ・特別条件特約 ・疾病入院・手術に関する特別条件特約

※各特約の名称については、末尾に付している「(76)」「(α)」等のコードは省略して表示しています。

[2020.6.10更新]